

届出のお願い

医師・歯科医師・薬剤師の
資格をお持ちの皆さまへ

本年は2年に1度の届出年です。

対象

日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方
※ 現在、就労していない方も含みます。

届出の期限

令和3年1月15日（金）まで

2年に1度の届出は、医師法、歯科医師法、
薬剤師法により、義務づけられています。

お近くの保健所へ
令和2年12月31日現在の
状況をお知らせください。



お問い合わせ先

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市保健所 生活衛生課 医務薬務係

電話 099-803-6881（直通）



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省



Q1 届出をしなければいけないのですか？

A 日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方は、医師法、歯科医師法、薬剤師法により、2年に1度厚生労働大臣に届出をすることが義務づけられています。

Q2 この届出はどのようなことに使われていますか？

A 「医師・歯科医師・薬剤師統計」として集計され、医療行政施策において、有効に活用されています。

また、届出票の活用にも同意いただけた届出票は、各都道府県において医師や薬剤師の確保対策等、歯科医師の適正配置の検討等に活用されています。

なお、2年ごとの届出を行わないと「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。

▶ 医師等資格確認検索システム (医師・歯科医師)

https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/

Q3 届出票が手元にないのですがどこで入手できますか？

A 最寄りの保健所までお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

▶ 厚生労働省ホームページ [ホーム](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [健康・医療](#) > [医療](#) > [医師・歯科医師・薬剤師の皆さまに届出のお願い](#)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/sanshi_todokede.html

Q4 届出票に記入された個人情報保護されるのですか？

A 届出票に記入された内容は、各法令により堅く秘密が守られ、他に漏れることはありません。